

所得税関係

家事関連費等の必要経費不算入等

1 はじめに

所得税において、所得金額や必要経費の存否については原則として課税当局に立証責任があるとされ、簿外経費は納税者側に立証責任があるとされる場合が多い。税務調査の現場で証拠書類を提示せず、または仮装して簿外経費を主張する納税者への対応策として課税当局の事務量負担を考慮してこれらの一定の経費について必要経費に算入されないこととなった。本稿では家事関連費等の必要経費不算入等について述べることにする。

2 必要経費不算入となる場合(所法45③)

① 居住者(その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円をこえるものに限る。以下同じ。)が隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出していた場合

② 居住者が確定申告書を提出していなかった場合

3 必要経費不算入の対象となる売上原価の額及び費用の額

必要経費不算入の対象となる簿外経費の額は、上記1の確定申告書に係る年分の次に掲げる額である。(所法45③)。

① その年分の不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得

の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額以下「売上原価の額」という。

② その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生ずべき費用の額

4 必要経費不算入の対象外となる期限内申告等における売上原価の額及び費用の額

居住者がその年分の確定申告書を提出していた場合、その確定申告書に記載したその年分の総所得金額等又はその確定申告書に係る修正申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、必要経費不算入の対象外とされる。

なお、「確定申告書」からは、その申告に係る所得税についての調査があったことによりその所得税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書」を除くこととされていることから、次に掲げる申告書に記載したその年分の総所得金額等の計算の基礎とされている金額が必要経費不算入の対象外となる

① 期限内申告書

② 期限後申告書

③ 修正申告書

5 必要経費不算入の対象外となる証拠書類等が存在する売上原価の額及び費用の額

次に掲げる場合に該当するそ

の売上原価の額又は費用の額については必要経費不算入の対象外となる(所法45③ただし書)。

① 帳簿書類等により売上原価の額又は費用の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合イ. その居住者が所得税法第148条第1項又は第232条第1項若しくは第2項の規定により保存する帳簿書類ロ. 上記イ. の帳簿書類に掲げるもののほか、その居住者が一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件

6 必要経費不算入の対象外となる直接原価の額

具体的には、その資産の販売又または譲渡及び資産の引き渡しを要する役務の提供に係る上記2①の不動産所得、事業所得、山林要経費不算入の対象から除かれる(所令98の2)。

① 購入した資産

② 自己の製造等に係る資産

③ 上記①及び②の方法以外の方法により取得した資産

④ 贈与、相続又は遺贈により取得をした資産

7 適用関係

令和5年分以後の所得税について適用される(改正法附則5)。

8 おわりに

この規定は、推計課税を行う場合における所得の金額の計算においても適用されるので注意が必要である。

〔 右山研究グループ
税理士 徳丸 親一 〕